



2021年5月14日

各 位

会社名 竹田印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 木全 幸治
(コード番号 7875 東証第二部・名証第二部)
問合せ先 取締役経営統括本部長 細野 浩之
TEL (052) 871-6351

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月開催予定の第83回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2021年2月18日に開示しました「監査等委員会設置会社への移行および委任型執行役員制度の導入に関するお知らせ」のとおり、2021年6月24日開催予定の当社第83回定時株主総会における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものであります。加えて、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定の新設、ならびに役付取締役に関する規定の見直し等を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙をご参照ください。

3. その他

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年6月24日(予定)

以上

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諸印刷ならびにこれに付随する業務 2. 紙器ならびに包装資材の製造販売 3. 広告の企画・立案ならびに制作 4. 販売促進のための物品・機械ならびに什器・備品の販売 5. 展示会、イベント催事の企画・演出・運営 6. テレビ番組・テレビコマーシャル・ピーアールビデオ・ピーアール映画の企画・制作 7. 各種撮影用スタジオの賃貸業務 8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業ならびに情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売 9. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売 10. 不動産の賃貸業務 11. 紙ならびに印刷用資材の販売 <u>12. 活字の製造販売</u> <u>13. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース</u> <u>14. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース</u> <u>15. 損害保険代理店業</u> <u>16. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース</u> <u>17. 労働者派遣事業</u> <u>18. 倉庫業</u> <u>19. 医薬部外品および化粧品の製造販売</u> (新設) <u>20. 前各号に付帯関連する一切の事業</u> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諸印刷ならびにこれに付随する業務 2. 紙器ならびに包装資材の製造販売 3. 広告の企画・立案ならびに制作 4. 販売促進のための物品・機械ならびに什器・備品の販売 5. 展示会、イベント催事の企画・演出・運営 6. テレビ番組・テレビコマーシャル・ピーアールビデオ・ピーアール映画の企画・制作 7. 各種撮影用スタジオの賃貸業務 8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業ならびに情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売 9. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売 10. 不動産の賃貸業務 11. 紙ならびに印刷用資材の販売 (削 除) <u>12. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース</u> <u>13. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース</u> (削 除) <u>14. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース</u> <u>15. 労働者派遣事業</u> <u>16. 倉庫業</u> <u>17. 医薬部外品および化粧品の製造販売</u> <u>18. 管理医療機器の販売</u> <u>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</u> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機</p>

<p>関を置く。 (1)取締役会 <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、<u>25名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>関を置く。 (1)取締役会 (削除) <u>(2)監査等委員会</u> <u>(3)会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行のとおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行のとおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法等) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり) 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役(以下、「補欠監査等委員」という。)を選任することができる。</u> 5. <u>第4項に定める補欠監査等委員の選任決議の定足数および決議要件は、第2項の規定を準用する。</u></p> <p>(任期) 第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p>
---	---

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 27 条 (新 設)</p>	<p>4. <u>補欠監査等委員の選任決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長を 1 名選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、および取締役副社長若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 22 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行のとおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 取締役会は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。ただし、この責任免除は、<u>当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合に限る。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取</u></p>
--	--

<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第 28 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 29 条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <p>(任期) 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> <p>(常勤の監査役)</p>	<p><u>締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(執行役員) 第 29 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>は、<u>執行役員を兼務することができる。</u> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
---	--

<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、別に定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第36条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行の第36条のとおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(剰余金配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

<p>(新 設)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>第 36 条 (現行の第 39 条のとおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>2021年3月31日に終了する事業年度に関する第83回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>
--	--

以上